

○岩国市建設工事等の入札参加者の資格及び審査並びに選定基準の事務処理要領

平成18年3月20日制定

改正

平成20年10月1日
平成21年4月1日
平成22年11月1日
平成24年12月10日
平成26年3月25日要領第2号
平成26年12月12日要領第10号
平成28年6月1日要領第7号
平成29年1月1日要領第1号
平成29年3月17日要領第3号
平成30年12月10日要領第9号
令和2年12月1日要領第10号
令和4年8月1日要領第13号

岩国市建設工事等の入札参加者の資格及び審査並びに選定基準の事務処理要領
(趣旨)

第1条 この要領は、岩国市が発注する建設工事等の入札（以下「入札」という。）に参加しようとする請負業者に必要な資格及び当該資格の審査並びに入札に参加する請負者の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事等」とは、次に掲げる工事又は業務をいう。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事
- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量業務
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント（以下「建設コンサルタント」という。）の行う業務
- (4) 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査業務
- (5) 公共事業の用に供する土地等の取得又は使用に伴う損失補償のために必要な物件、権利調査、事業関連調査、登記手続等に関する業務（以下「補償関係コンサルタント業務」という。）

2 この要領において「請負業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 法第2条第3項に規定する者（以下「建設業者」という。）
- (2) 測量法第10条の3に規定する者（以下「測量業者」という。）
- (3) 建設コンサルタントのうち、土木に関する工事の設計、調査、企画等の受託を業とする者（県外に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する場合にあっては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により登録を受けた者（以下「土木関係建設コンサルタント」という。））

- (4) 建設コンサルタントのうち、建築に関する工事の設計、監理等の受託を業とする者（建築一般を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定により登録を受けた者）
- (5) 地質調査業者登録規程第2条第1項の規定により登録を受けた者（以下「地質調査業者」という。）
- (6) 補償関係コンサルタント業務を営む者（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条に規定する登録、建築士法第23条の3に規定する登録、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条に規定する登録等が営業に関し法律上必要とされる業務に係る場合にあつては、当該登録を受けた者）
（入札参加資格）

第3条 入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、前条第2項に規定する請負業者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しないものとする。

- (1) 前条第2項各号のいずれにも該当しない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者
- (3) 違約金及び履行遅滞損害金を納付しない者
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 建設業者のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していない者（法令により加入を免除されている者を除く。）
- (6) 第6条に規定する競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
（資格審査基準日）

第4条 入札参加資格の審査の基準日（以下「資格審査基準日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 建設業者にあつては法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の申請をした日の属する年度の直前の営業年度の終了日
- (2) 第2条第2項第2号から第6号までに規定するもの（以下「測量業者等」という。）にあつては、入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請をする年の1月1日
（資格審査）

第5条 請負業者の資格審査は、2年に1回定期に行うものとし、追加受付に係る資格審査は、その都度行うものとする。ただし、第12条に規定する追加書類に記載の総合評定値に大幅な変更があった場合及び第13条に規定する変更の届出を行った場合は、再資格審査を行うものとする。

2 建設業者の入札参加資格の認定は、経営事項審査の結果により、法別表第1上欄に掲げる工事の種別（以下「工事種別」という。）ごとに行うとともに請負対象設計金額に対応する等級の区分（以下「等級区分」という。）を定め、等級区分のいずれかに格付をするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、工事種別に属する入札参加資格を認定した者の数又は工事

種別に属する工事の発注予定の件数が少数である場合は、等級区分を定めないものとする。

（資格審査の申請）

第6条 資格審査を受けようとする者（建設業者にあつては、経営事項審査を受けた者に限る。）は、競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- （1） 提出書類確認表
- （2） 建設業者にあつては経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し、測量業者にあつては測量法第55条の8第1項に規定する書類の写し、土木関係建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定により登録されている補償コンサルタントにあつては現況報告書の写し
- （3） 許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書の写し
- （4） 営業所一覧表
- （5） 建設工事等経歴書又は公共測量等経歴書
- （6） 測量業者等にあつては技術者経歴書、市内の測量業者等にあつては資格・免許証の写し
- （7） 市内建設業者にあつては技術職員名簿及び技術職員実務経歴調書（経営規模等評価申請書に添付したものの写しに、入札参加資格申請をする日現在で、職員の異動等があれば朱書で加除訂正したもの）
- （8） 納税証明書
 - ア 法人 市内に本社、支店、営業所等を有するものにあつては市税、法人税及び消費税及び地方消費税、市内に支店等事務所を有しないものにあつては法人税及び消費税及び地方消費税
 - イ 個人 市内に本店、支店、営業所等を有するものにあつては市税、申告所得税及び消費税及び地方消費税、市内に支店等事務所を有しないものにあつては申告所得税及び消費税及び地方消費税
- （9） 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市区町村長が発行する身分証明書
- （10） 使用印鑑届
- （11） 暴力団排除に関する誓約書
- （12） 役員等名簿及び照会承諾書
- （13） 代理権を与えた場合には、その代理権限を証する書面
- （14） 返信用はがき
- （15） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた書類

（資格審査申請書の提出期限）

第7条 資格審査申請書の提出期限は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- （1） 定期の資格審査は、当該審査の申請をする年の1月16日から2月15日までの期間

(2) 資格審査の追加受付は、次の各号に掲げるいずれかの期間

ア 定期の資格審査を行った年の9月1日から同月10日まで

イ 定期の資格審査を行った翌年の3月1日から同月10日まで

ウ 定期の資格審査を行った翌年の9月1日から同月10日まで

(入札参加資格者の登録)

第8条 資格審査の結果、入札参加資格があると認定したときは、資格審査申請書を提出した請負業者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名等を建設工事等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

(等級区分及び格付の方法)

第9条 第5条第2項の規定による等級区分は、別表第1のとおりとする。

2 第5条第2項の規定による格付は、法第27条の29第1項に規定する総合評定値による別表第2に定める格付基準により行うものとする。ただし、土木一式工事又は建築一式工事におけるA等級格付該当業者は、法第15条に規定する基準に適合する特定建設業の許可を受けた者に限る。

3 第5条第2項の規定による格付は、1年に1回定期に行うものとし、第7条第2号に規定する資格審査の追加受付及び第13条第1号に規定する本店の所在地の変更（市外から市内への変更に限る。）の届出に係る格付は、その都度行うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、新規の市内業者の格付については、最下位の等級とするものとする。

5 第13条の規定による変更の届出があった場合において、同条第1号に規定する本店の所在地を市外から市内に変更した業者の格付について、前項に規定する新規の市内業者として取り扱うものとする。

6 前2項の場合にあっては、格付の昇級は1等級を限度とする。

(入札参加資格の有効期間)

第10条 第5条第2項の規定により認定した入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日から次の定期の資格審査に基づく入札参加資格の認定の日の前日までとする。

(資格審査の結果通知)

第11条 資格審査の結果は、建設工事等入札参加資格審査結果通知書により、資格審査申請書を提出した請負業者に通知するものとする。

(追加書類の提出)

第12条 第8条の規定により名簿に登録した請負業者（以下「有資格業者」という。）のうち、建設業者は、資格審査申請書に添付した経営規模等評価通知書・総合評定通知書における営業年度の終了日（資格審査基準日）の次の営業年度の終了日を基準とする経営規模等評価通知書・総合評定通知書の写しを当該営業年度の終了日から7か月以内に提出するものとする。

(変更の届出)

第13条 有資格業者は、次の各号のいずれかについて変更があったときは、速やかに競争入札参加資格審査事項変更届に必要な書類を添えて提出するものとする。

(1) 本社、本店又は主たる営業所の所在地

(2) 商号又は名称

- (3) 事業主又は法人の代表者の役職及び氏名
 - (4) 委任先営業所の名称又は所在地
 - (5) 市内業者にあつては技術職員
 - (6) 受任者の役職及び氏名
 - (7) 使用印鑑
 - (8) 建設業の許可内容
 - (9) 入札審査資格の取下げ
- (入札参加資格の承継)

第14条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合で、その承継人が引き続き入札参加資格を承継することを希望するときは、新規に許可（登録）を受けた後、速やかに競争入札参加資格承継承認申請書に経営事項引継書を添えて提出するものとする。

- (1) 個人が死亡したとき。その相続人
- (2) 個人が法人を設立したとき。その法人
- (3) 個人又は法人が廃業したとき。その営業を譲り受けた者
- (4) 法人が合併したとき。合併後存続する法人又は合併によって成立した法人
- (5) 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したとき。その企業組合又は協業組合

2 前項の経営事項引継書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書の写し
 - (2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市区町村長が発行する身分証明書
 - (3) 営業所一覧表
 - (4) 技術者経歴書
 - (5) 市内建設業者にあつては技術職員名簿
 - (6) 被承継人の終了貸借対照表・損益計算書及び承継人の開始貸借対照表
 - (7) 代理権を証する書面
- (廃業等の届出)

第15条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出るものとする。

- (1) 死亡したとき。その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅したとき。その役員であつた者
 - (3) 法人が解散したとき。その破産管財人又は清算人
 - (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。本人又は役員
 - (5) 営業の停止命令を受けたとき。本人又は役員
- (入札参加資格の取消し)

第16条 有資格業者は、前条の規定による届出があつたとき、有資格業者が第3条第2項各号の規定のいずれかに該当することとなったとき、又は不正の手段により有資格業者となったときは、認定した資格を取り消されるものとする。

(指名基準)

第17条 指名競争入札参加者の指名は、有資格業者の中から行うものとする。

2 前項の規定による指名を行うときの基準（以下「指名基準」という。）は、次に掲げるところによる。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（1） 第5条第2項の規定により格付をした場合にあっては、別表第1の建設工事等の種類及び請負対象設計金額に対応する等級の有資格業者を指名するものとする。

（2） 前号の規定により指名する有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、直近の上位又は下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。この場合において、前号の規定により指名する有資格業者がいないとき、又はきん少であるときを除き、原則として当該直近の上位又は下位の等級に属する有資格業者の数は、入札に参加する者の総数の2分の1以下とするものとする。

（3） 前2号の規定にかかわらず、2等級下位の等級に属する有資格業者で工事成績が特に優秀な者を指名することができる。

（4） 特別の技術を要し、又は災害その他の理由により緊急に施工する必要がある建設工事等については、2等級以上上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

（5） 災害復旧工事については、当該工事に対応する等級より上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

（6） 前各号の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は、上位又は下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

3 請負業者を指名するときは、次の事項及び別表第3に定める事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにするものとする。

（1） 資格審査基準日以降における不誠実な行為の有無

（2） 資格審査基準日以降における経営状況

（3） 資格審査基準日以降における工事成績

（4） 当該工事又は業務に対する地理的条件

（5） 手持工事又は手持業務の状況

（6） 当該工事又は業務の施工についての技術的適正

（7） 当該工事に係る災害等の応急工事成績

（8） 当該施設の施工及び管理等実績

（9） 建設機材の保有状況

（10） 資格審査基準日以降における安全管理の状況

（11） 資格審査基準日以降における労働福祉の状況

（12） その他の適否

（指名業者数の選定標準）

第18条 請負業者を指名する場合の指名業者数の選定標準は、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、当該工事の有資格業者数が同表の指名業者数に満たないとき、特殊又は専門工事で建設業者を限定する必要があるとき、その他市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（競争入札等参加者選定審査会）

第19条 建設工事等に伴う契約事務の適正な執行の確保を図るため、岩国市建設工事競争入札等参加者選定審査会を置く。

2 審査会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(共同企業体等の特例)

第20条 有資格業者は、市長が別に定めるところにより、共同企業体を結成して特定の建設工事に参加することができる。

2 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、法第3条の規定により許可を受け、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものは、別に市長が定めるところにより、入札に参加することができる。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に、合併前の岩国市建設工事等の入札参加者の資格及び審査並びに選定基準の事務処理要領（平成10年12月21日岩国市制定）、由宇町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準及び指名停止等に関する要綱（平成5年7月1日由宇町制定）、周東町建設工事等の指名競争入札参加者資格審査及び指名基準の事務処理要領（昭和57年10月1日周東町制定）、美川町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱（平成10年4月15日美川町制定）又は美和町指名競争入札参加者の資格及び指名基準に関する要綱（平成10年4月1日美和町制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年10月1日）

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月1日）

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成24年12月10日）

この要領は、平成24年12月10日から施行する。

附 則（平成26年3月25日要領第2号）

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この要領の施行の日以後に入札参加者を選定する建設工事等から適用し、同日前に入札参加者を選定する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月12日要領第10号）

この要領は、平成26年12月12日から施行する。

附 則（平成28年6月1日要領第7号）

この要領は、平成28年6月1日から施行し、同日以後に入札参加者を選定する建設工事等から適用する。

附 則（平成29年1月1日要領第1号）

（施行期日）

1 この要領は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の岩国市建設工事等の入札参加者の資格及び審査並びに選定基準の事務処理要領第3条第2項第5号の規定は、平成29年度以後の資格審査の申請から適用する。

附 則（平成29年3月17日要領第3号）

この要領は、平成29年3月17日から施行する。

附 則（平成30年12月10日要領第9号）

この要領は、平成30年12月10日から施行する。

附 則（令和2年12月1日要領第10号）

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和4年8月1日要領第13号）

（施行期日）

1 この要領は、令和4年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条第3項から第6項までの規定は、この要領の施行の日以後になされた資格審査申請及び変更の届出（以下「申請等」という。）から適用するものとし、同日前になされた申請等については、なお従前の例による。

別表第1（第9条、第17条関係）

等級区分（指名標準）

1 土木一式工事

（単位 千円）

等級	請負対象設計金額
A	40,000以上
B	15,000以上40,000未満
C	15,000未満
D	5,000未満

2 建築一式工事

（単位 千円）

等級	請負対象設計金額
A	60,000以上
B	15,000以上60,000未満
C	15,000未満
D	5,000未満

3 その他専門工事

(単位 千円)

等級	請負対象設計金額
A	制限なし
B	15,000未満
C	5,000未満

4 建設コンサルタント業務等

制限なし

別表第2 (第9条関係)

格付基準

1 土木一式工事

総合評定値	等級
770点以上で特定建設業の許可業者	A
660点以上 (ただし、A等級に該当する業者を除く。)	B
560点以上659点以下	C
559点以下	D

2 建築一式工事

総合評定値	等級
740点以上で特定建設業の許可業者	A
650点以上 (ただし、A等級に該当する業者を除く。)	B
580点以上649点以下	C
579点以下	D

3 とび・土工・コンクリート工事

総合評定値	等級
700点以上	A
580点以上699点以下	B
579点以下	C

4 電気工事

総合評定値	等級
700点以上	A
620点以上699点以下	B
619点以下	C

5 管工事

総合評定値	等級
690点以上	A
630点以上689点以下	B
629点以下	C

6 舗装工事

総合評定値	等級
720点以上	A
580点以上719点以下	B
579点以下	C

7 しゅんせつ工事

総合評定値	等級
680点以上	A
580点以上679点以下	B
579点以下	C

8 水道施設工事

総合評定値	等級
700点以上	A
600点以上699点以下	B
599点以下	C

9 解体工事

総合評定値	等級
700点以上	A
580点以上699点以下	B
579点以下	C

10 第3項から第9項までの工事を除くその他専門工事

総合評定値	等級
700点以上	A
600点以上699点以下	B
599点以下	C

別表第3（第17条関係）

請負業者の指名に際しての留意事項

1 不誠実な行為の有無	次の事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 工事又は業務（以下「工事等」という。）の請負契約又は委託契約に関し、次に掲げる事項に該当し、かつ、その状態が継続していることから、請負業者として不適當であると認められる場合 ア 工事等の請負契約条項又は委託契約事項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約又は委託契約の履行が不誠実である場合 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、下請負人届等により、請負業者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合 (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業
-------------	--

	者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があった場合など、明らかに請負業者として不適当であると認められる場合 (3) 発注者及び地域関係者の信頼を著しく損なう言動等があり、請負業者として不適当であると認められる場合
2 審査基準日以降における経営状況	不渡手形を発行する等経営状況が著しく悪化していると認められる場合は、指名しない。
3 審査基準日以降における工事成績	工事技術検査等において、施工管理等が著しく劣ると認められる者は、指名を留保する。
4 当該工事又は業務に対する地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等から、その地域における工事の施工特性に精通し、工種、業種、規模等に応じて発注工事又は発注業務(以下「発注工事等」という。)を確実にかつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうか総合的に判断する。
5 手持工事又は手持業務の状況	工事等の手持状況から見て発注工事等を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
6 当該工事又は業務の施工についての技術的適正	次の要件について総合的に判断をする。 (1) 発注工事等と同種かつ同程度と認められる技術的水準の工事等について、相当の施工実績があること。 (2) 地形・地質等自然的条件、周辺環境条件等発注工事等の作業条件と同等と認められる条件下で施工実績があること。 (3) 発注工事等を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められること。
7 当該工事に係る災害等の応急工事実績	次に該当する場合は、指名について尊重する。 (1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う緊急復旧工事施工者で対応が適切であった場合 (2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事施工者で対応が適切であった場合
8 当該施設の施工及び管理等実績	次に該当する場合は、指名について尊重する。 (1) 既設の施設の建設工事を直接施工し、かつ、その工事实績が優良であった場合 (2) 既設の施設の定期点検及び運転又は修繕等管理実績が優良であった場合
9 建設機材の保有状況	当該工事に使用する特殊建設資材の保有状況からみて、発注工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案する。
10 審査基準日以降における安全管理の状況	安全管理に関し、関係機関からの指導等があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不適当であると認められるときは指名しない。
11 審査基準日以降	(1) 賃金不払いに関する関係機関からの通報があり、その状態

における労働福祉 の状況	が継続している場合であって、明らかに請負業者として不適当 であると認められるときは指名しない。 (2) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団に 加入し、契約を履行している場合は、尊重する。
-----------------	---

別表第4（第18条関係）

指名業者数の選定標準

請負対象設計金額	指名業者数
50万円以上130万円未満	3以上
130万円以上1,000万円未満	6以上
1,000万円以上5,000万円未満	8以上
5,000万円以上	10以上